

KNC NETWORK NEWS

2017年9月30日 発行

気になる記事: 衆院解散、来月22日投開票

衆院は28日午後の本会議で解散され、与野党は「10月10日公示-22日投開票」の衆院選に向けて事実上の選挙戦に突入した。安倍晋三首相(自民党総裁)と民進党が合流する新党「希望の党」代表の小池百合子東京都知事が戦う構図が浮かび上がる。



(有)北野財經システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

経営一言: それぞれが歴史を持つ企業の統合は苦勞するものです。

(JXホールディングス社長 内田 幸雄氏)

一 所長コメント: 結婚した夫婦も始めから、何もかもが一体化している訳ではない。育ってきた環境も、生活体系も違うものが一つになるには、それなりの時間がかかります。その為には何回もぶつかって意思の疎通を図ることが大切。一

病院のカード払い、分割時の利息は控除対象外 《税務》

最近、ほとんどの病院で診察料や入院費のクレジットカード払いが可能となっています。カードであれば、一度に支払う金額が大きい時は分割払いにすることもでき、さらにマイルージが貯まり、そのほかにもさまざまなポイント制度もあって、単に現金で支払うよりもおトクなこともあります。ただし、2~3回程度の分割払いであれば、金利・手数料がかからないカードもありますが、それ以上の分割払いになればローン扱いとなり、利息が発生します。カードローンは利率も高く、医療費が高額ならば、利息も高くなります。

そこで気になるのは、カードローンにともなって発生する利息を税務上の「医療費」に含めることができるのかどうかですが、当局によると「医療費控除における医療費に利息分は含まれない」とのことです。医療費控除は、医師などへの診療や治療で支払うものであって、カードローンにともなう利息は、対象外となります。

不動産賃貸の「5棟10室」基準 《税務》

個人でアパートなどを貸し出す時には、その不動産が「事業的規模」なのかどうかはしっかり確認しておきましょう。

事業的規模と判断されると、①青色申告特別控除65万円が受けられる、②青色事業専従者給与を必要経費に計上できる、③賃貸料の不払分について貸倒損失を回収不能となった年分の必要経費に計上できる、④固定資産の取壊し、除却などによる資産の損失を全額必要経費に計上できるといった多くのメリットがあるためです。

事業的規模の判断は、「5棟10室」という基準が設けられています。これは、一戸建てなら5棟以上、アパートでは10室以上というもので、戸建1棟とアパート2室を同等とみなしています。1棟のアパートを夫婦などが共有し、全体で10室以上あれば、持分割合で案分して各人の換算部屋数が10室を割り込んでも事業的規模とみなされます。

また、「5棟10室」を満たしていなくても、多額の賃貸料収入が獲得できるようなケースでは、事業的規模であると判断されることもあります。事業的規模の賃貸料収入が上がっているかどうかの判断は社会通念に従って判断されます。

自営業者がアパート経営を兼業している場合では、アパート経営が事業的規模に達していなくても複式簿記による帳簿記録に基づき決算を行い、自営部分が赤字で、アパート部分が黒字なら、65万円の青色申告特別控除が受けられます。

未払いの役員給与も源泉納付書は必要 《税務》

資金繰りによっては、役員の給与が未払いとなることもあります。この際、未払いであるため源泉所得税が発生しないことから、源泉納付書を税務署に提出しないケースが散見されるといえます。納付書は、会社における役員給与の支払い状況を税務署が把握しておくための機能も持ち合わせているため、納付税額がたとえゼロであっても、翌月10日までに税務署へ提出しなければなりません。その際、納付書の「人員欄」は「0人」、「支給額欄」「税額欄」「本税欄」「合計額欄」はそれぞれ「0円」とし、「摘要欄」には「給与未払い計上」とする必要があります。

納付書の不備があると認められる会社に対しては、はがきや電話などによる確認作業を進めると同時に、源泉所得税全般にわたるミスがないかを税務署はチェックしているので、注意するに越したことはありません。

経営者の健康と危機管理 《経営》

会社の課題は、資金繰り・雇用・顧客開拓・債権管理・事業承継等多種多様にあります。中でも、経営者の健康問題は深刻となる場合が多いようです。特に、中小企業の場合は、経営者の技術や人脈等が企業存続の要件である事が多い為、健康維持が非常に重要となります。

あるイタリア料理のレストランチェーン(3店舗)は、A社長が30年前に創業し、現在は長男が本店を、支店を長女と次男が店長として管理しています。A社長は経理・労務・仕入・販促等の経営全般の担当です。経営はずっと順調でしたが、最近突然A社長が病気で長期入院してしまいました。店舗の現場管理は問題なかったのですが、経理や会社全体の指揮命令等に支障が生じました。やむを得ず、A社長が病床から指示や指導をし、急遽、次男が経営管理を代行していますが、職務に不慣れで毎日不安定な運営状況です。

経営者が日頃から健康に留意する事は当然ですが、もし経営者が病気やケガで仕事が出来なくなった場合の準備をしておくことも必須です。例えば、管理者の内から、経営者の代行が可能になるような人材と職務能力を養成しておくことです。また、早めに事業承継を準備し、万一の場合には経営上の権限と職務能力が振るえる体制を準備しておく必要があります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。